

1

平成 28 年第 1 回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案

平成 28 年 1 月 29 日

議事日程

平成 28 年 1 月 29 日(金曜日)
午前 10 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1 号 東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて
- 第 4 議第 2 号 東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて
- 第 5 議第 3 号 東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改正するについて
- 第 6 議第 4 号 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて
- 第 7 議第 5 号 平成 27 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算(第 2 号)
- 第 8 議第 6 号 平成 27 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 9 議第 7 号 平成 27 年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 10 議第 8 号 平成 27 年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 11 議第 9 号 平成 27 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 12 議第 10 号 平成 27 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 13 議第 11 号 平成 27 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 14 議第 12 号 平成 28 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算
- 第 15 議第 13 号 平成 28 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算
- 第 16 議第 14 号 平成 28 年度東濃看護専門学校事業特別会計予算
- 第 17 議第 15 号 平成 28 年度東濃西部少年センター事業特別会計予算
- 第 18 議第 16 号 平成 28 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算
- 第 19 議第 17 号 平成 28 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算
- 第 20 議第 18 号 平成 28 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算
- 第 21 発議第 1 号 地方自治法第 180 条の規定による管理者の専決処分事項を制定するについて

議第1号

東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて

東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を次のように制定するものとする。

平成28年1月29日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川雅典

東濃西部広域行政事務組合監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局に、事務局長及び書記その他の職員を置く。

(請求又は要求による監査)

第3条 監査委員は、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法242条第1項並びに法243条の2第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

(定期監査)

第4条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年10月又は11月に行う。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、監査の期日前7日までに、その期日を管理者及び関係のあるその他の機関に通知しなければならない。

(隨時監査)

第5条 法第199条第5項の規定による監査については、前条第2項の規定を準用する。

(財政的援助を与えているものに対する監査)

第6条 監査委員は、法第199条第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を当該監査を受けるものに通知しなければならない。

(例月現金出納検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日に行う。ただし、その日が東濃西部広域行政事務組合の休日を定める条例（平成2年条例第1号）に定める東濃西部広域行政事務組合の休日に当たるときはその他やむを得ない事由があるときは、その期日を変更することができる。

（決算等の審査）

第8条 監査委員は、法第233条第2項及び法第241条第5項の規定による決算及び証書類その他の書類が審査に付されたときは、速やかに審査を終え、意見を管理者に提出しなければならない。

（監査等の結果）

第9条 法第199条第4項の規定による監査の結果の報告及び公表は、当該監査の終了した日から30日以内に、その他の監査又は検査の報告、通知、勧告及び公表は法に定めるもののほか当該監査又は検査の終了した日から20日以内に行うものとする。

（公金の収納等の監査）

第10条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を関係金融機関に通知しなければならない。

（公表）

第11条 監査委員の行う公表は、東濃西部広域行政事務組合公告式条例（昭和47年条例第1号）に準じて行う。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第2号

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年1月29日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川雅典

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成5年東濃西部広域行政事務処理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管理者」の次に「、議会及び監査委員」を加え、「（臨時の職員を除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する職員中には、臨時の職員を含まないものとする。

第2条の表を次のように改める。

区分		定数
管理者の事務部局	東濃西部広域行政事務組合事務局の職員	6人
	東濃看護専門学校の職員	13人
	東濃西部少年センターの職員	3人
議会の事務部局		兼 5人
監査委員の事務部局		兼 5人
合計		22人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第3号

東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年1月29日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川雅典

東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「年2回とし、毎年1月及び7月にこれを開く。」を「毎年2回これを招集する。」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第4号

東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成28年1月29日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川雅典

東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例

(東濃西部広域行政事務組合情報公開条例の一部改正)

第1条 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等(第14条—第19条)」を「審査請求(第14条—第15条の2)」に改める。

第10条第7項中「この条、第14条及び第15条において」を削り、同条第8項中「意見を述べた」を「意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した」に、「当該意見を述べた」を「公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、反対意見書を提出した」に、「及びその理由」を「、その理由及び公開を実施する日」に改める。

「第4章 不服申立て等」を「第4章 審査請求」に改める。

第14条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「実施機関が行った決定」の次に「又は請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し、又は変更し、」を削り、「公開することとする場合。」を「公開することとする場合(当該公文書等の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)」に改め、同号ただし書を削り、同条第2項中「、速やかに」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読みかえ

て適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第15条中「不服申立」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1号中「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ）」を加え、同条第3号中「反対の意見を述べた」を「反対意見書を提出した」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第15条の2 第10条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正）

第2条 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「（以下「開示等決定」という。）」の次に「又は請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てが明らかに不適法であり却下するとき」を「審査請求が次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、次の2号を加える。

- (1) 審査請求が明らかに不適法である場合
- (2) 審査請求のすべてを認容する場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）

第34条第2項中「不服申立」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第1号中「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ）」を加え、同条第3項中「、不服申立てを受理した日の翌日から起算して90日以内に」を削り、「不服申立」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を第5項とし、第2項を第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は適用しない。

3 第1項の規定による諮詢は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第35条（見出しを含む）中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「開示する旨の決定」を「開示する旨の裁決」

に改める。

(東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立」を「審査請求」に改める。

第5条第3項中「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第5項中「意見書又は資料（前条第1項に規定する公文書等を除く。）の閲覧」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）又は当該書面若しくは当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」を、「当該閲覧」の次に「又は交付」を加え、同項の次に次の4項を加える。

6 審査会は前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなくてはならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

7 審査会は、第5項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができます。

8 第5項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。ただし、当該交付の写しの作成及び送付に要する費用は、交付を求めた者の負担とし、負担額は東濃西部広域行政事務組合情報公開条例施行規則（平成15年規則第1号）第8条の例による。

9 この条例の規定により審査会又は委員がした処分については、審査請求をすることができない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

発議第1号

地方自治法第180条の規定による管理者の専決処分事項を制定するについて

地方自治法第180条の規定による管理者の専決処分事項を次のように制定するものとする。

平成28年1月29日提出

提案者 東濃西部広域行政事務組合
議員 瑞浪市議会議長 熊谷 隆男
賛成者 東濃西部広域行政事務組合
議員 多治見市議会議長 加藤 元司

地方自治法第180条の規定による管理者の専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により管理者が専決処分することができる事項は、多治見市の例による。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

